

屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公示します。

平成20年3月7日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		名称・種類	数量	保管を開始した日
	行政区名	町名			
平成20年2月25日	中京区	御所八幡町	立て看板等	1	平成20年2月25日

2 保管の場所 京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先 京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)